

## **9 訪問系サービスに係る留意事項**

## 訪問系サービスに係る留意事項

## 訪問系サービスについて

### (1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてももらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

なお、その際の見守りにかかる時間については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30年3月30日付事務連絡）において既にお示ししているとおり、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるので留意願いたい。

#### （入院中の提供の算定について④）

問32 重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。

## (2) 重度訪問介護の同行支援について

平成30年4月から、2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分6の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを報酬算定しているところであるが、同行支援の支給決定に1ヶ月以上を要することや、新任の従業者が事業所に採用されても必要なときに迅速に同行支援の支給決定がされないなどの声が寄せられている。

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」(平成30年3月30日付事務連絡)問38において、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えないとしているところであるが、支給決定に当たり、各市町村で受給者証の記載方法や利用可能時間、従業者数の考え方等の取り扱いに差が生じている。

このため、同行支援の取扱いに係る留意事項について追ってお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について②)

問38 当該加算の決定はどのように行うのか。

(答)

重度訪問介護の支給決定に当たり、障害福祉サービス受給者証に「同行支援可(○人、○○時間○○分)」と記載されたい。

なお、本加算は、障害支援区分6の利用者の状態像や、重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーのコミュニケーション技術等を踏まえて支給決定するものであることから、基本的には、同行支援を必要とする状況が生じた時点で、支給変更決定等を行うことが想定されるが、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えない。

## <基準等関係>

### I 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)共通事項

#### ■基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令）

#### ■解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障第1206001号）

#### ■留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障第1031001号）

## 1 管理者

### (1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

### (2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、第2項）

①指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならぬ。

②指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

#### 【解釈通知】

管理者は常勤であり、かつ原則として専従で置く。管理業務に支障がない場合は、当該事業所の従業者又は同一敷地内にある他の事業所の管理者又は従業者としての職務を兼ねることができる。

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

## 2 サービス提供責任者

### (1) サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

### (2) サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

- ① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務（居宅介護計画の作成）のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

#### 【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

**【留意事項通知（抜粋）】**

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

**3 従業者の員数（基準省令第5条）**

指定居宅介護事業者は指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、「2.5以上」とする。

**【解釈通知（抜粋）】**

- ① 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービスの利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
- ② 勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。
  - ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。
  - イ 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみ（注1）を勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬ（注2）ため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

<注1> 確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間とは、当該登録居宅介護等従業者が実際に居宅介護を提供できる時間（サービス提供時間及び移動時間）をいいます。

例えば、居宅介護事業所における雇用契約書等において週当たり20時間勤務と

記載されていても、他の事業所等で勤務している等の理由で、当該事業所において実際に稼働できる時間が10時間であれば、勤務表に明記される時間は10時間ということになります。

＜注2＞ 勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないとは、勤務表上に記載された時間と事業所におけるサービス提供の実態に乖離があってはならないことをいいます。例えば、居宅介護事業所におけるサービス提供の実績が月当たり250時間であるにもかかわらず、勤務表上に予定される勤務時間として月当たり400時間を記載することは、勤務時間と実態が乖離しており、勤務表上の勤務時間の適正化の指導対象となります。

#### 4 サービス提供の記録（基準省令第19条）

- ①指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
- ②指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

##### 【解釈通知】

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

#### 5 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

##### 【解釈通知】

基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

## 6 同居家族に対するサービス提供の禁止（基準省令第27条）

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

### 【支援費制度関係Q & A集平成16年12月】

（問） 指定居宅介護事業者は、居宅支援事業者の運営基準省令第25条において、従業者にその同居家族である利用者に対して、居宅介護の提供をさせてはならないとされるが、同居以外の家族等については、提供させて良いか。

（答） 省令の趣旨は、同居の家族は、家族として介護しているか、ホームヘルパーとして介護しているかが不明確になることから、家族への派遣を禁止したものである。

別居の家族についても、同様に不明確になることから、この省令の趣旨を踏まえると安易なサービス提供は、適切とはいえないでの、事業者との利用計画やサービス提供内容などの契約内容を判断した上で誤解の生じないようにすべきである。

## II 同行援護・行動援護

### 1 従業者及びサービス提供責任者の要件

#### 【同行援護】

##### （1）従業者（以下のいずれかに該当する者）

- ・介護福祉士、実務者研修等の修了者であって、視覚障害（直接処遇）に関する実務経験（従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上）のある者
- ・同行援護従業者養成研修（一般課程又は応用課程）の修了者等

##### （2）サービス提供責任者

- ・同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者又は視覚障害者移動支援事業従事者（同行援護従業者）資質向上研修の修了者[本県独自]であって、以下の①か②のいずれかに該当する者。

- ① 介護福祉士、実務者研修及び居宅介護従業者養成研修（旧1級ヘルパー）の修了者
- ② 居宅介護職員初任者研修（旧2級ヘルパー）、介護職員初任者研修の修了者であって、3年以上介護等の業務に従事した者等

## 【行動援護】

### (1) 従業者（以下のいずれかに該当する者）

- ① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年かつ180日以上の従事経験を有するもの。
- ② 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年かつ360日以上の従事経験を有するもの。

※②については、平成33年(2021年)3月31日までの経過措置

### (2) サービス提供責任者（以下のいずれかに該当する者）

- ① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に3年かつ540日以上の従事経験を有するもの。
- ② 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に5年かつ900日以上の従事経験を有するもの。

※②については、平成33年(2021年)3月31日までの経過措置

経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を受講してください。

## 2. 研修について（予定）

※障害福祉課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/kensyu/kensyujoho.html>

### 【同行援護関係】

#### ■同行援護従業者養成研修一般課程

研修開催予定日	申込締切日	申込機関(実施主体)	募集定員	開催場所
平成31年5月18日（土）		特定非営利活動法人 よつば福祉会		
平成31年5月19日（日）	平成31年5月10日（金）			
平成31年5月26日（日）			20名	かつらぎ町内

#### ■同行援護従業者養成研修応用課程

研修開催予定日	申込締切日	申込機関(実施主体)	募集定員	開催場所
平成31年6月15日（土）		特定非営利活動法人 よつば福祉会		
平成31年6月16日（日）	平成31年6月10日（月）		20名	かつらぎ町内

### 【行動援護関係】

未定

#### 〈参考〉

- ・行動援護従業者養成研修 指定機関により実施するため、時期等は未定。
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） 時期：例年、秋期
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修） 時期：例年、冬期

## 3. 従業者やサービス提供責任者の変更に伴う変更届に必要な添付資料

### ※添付が必要な書類

- ①同行援護・行動援護に従事する従業者名簿等を添付してください。

添付例：事業所全体の勤務形態一覧表と同行援護等事業所の勤務形態一覧表を添付

- ②サービス提供責任者や従業者等が必要な研修修了や実務経験等を満たせているかが確認できる資料を添付してください。

- ・資格要件で求められる修了証書等の写し ※原本証明をお願いします。
- ・資格要件で求められる実務経験証明書 ※証明者の法人印を押印願います。

- ③提出時点に資格要件等で求められる研修等が未受講である場合、経過措置が終了する平成33年（2021年）3月31日までの間に、法人が従業者に必要な研修を受講させる旨を記載した受講計画及び誓約書のご提出願います。（様式自由）

訪問系サービス事業所に対する実地指導における指導内容(平成29年度)

No	項目	内容
1	人員	常勤専従のサービス提供責任者が同一敷地内に所在する他の事業所の業務に従事していることが確認された。常勤のサービス提供責任者は、「専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない」とされており、原則として指定居宅介護以外の業務には従事できないので、勤務形態を改めること。
2		従業者の出勤状態が確認できる書類が作成されていなかったので、作成すること。また、毎月従業者の勤務実績を確認し、常勤換算方法で2.5人以上の員数を確保すること。
3	運営	従業者の守秘義務(退職後を含む)に係る措置がなされていないので、速やかに誓約書を提出する等の措置をとること。
4		重要事項説明書について、事業所の営業日と営業時間が、運営規程の内容と異なっていたので、修正すること。
5		人権擁護推進員を任命していなかった。事業所ごとに人権擁護推進員を任命するとともに、研修計画に基づき、少なくとも年1回は人権擁護に関する研修を実施すること。
6		指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その処理について記録しなければならないが、記録が整備されていなかったので、記録を整備すること。
7		事故発生時の対応について事業所内に掲示されていなかった。事業所の見やすい位置に利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。
8		通院等介助で病院等へ外出した場合のサービス提供記録には、サービス開始時間、移動時間(自宅→病院等)、院内介助時間、診療時間、移動時間(病院等→自宅)、サービス終了時間を記録すること。 また、乗車前・降車後の自宅での介助内容(例:ベッドから車いすへの移動、着替え、排せつ、整容等)や車両への乗車介助(歩行や車いすの介助等)の内容についても記録すること。
9		居宅介護計画について、以下の項目に関して不備が見受けられた。 ①居宅介護計画の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにする(アセスメント)必要があるが、実施されていなかった。 ②計画の評価を記録として残していない事例が見受けられた。 サービス提供責任者は、計画の実施状況の把握を行い、利用者及びその家族に実施状況や評価について説明を行うこと。
10	報酬	同時に2人の居宅介護等従事者が、1人の利用者に対して指定居宅介護等を行うことができるのは、利用者の同意を得ている場合であって、①障害者等の身体的理由により1人の従事者による介護が困難と認められる場合②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、その他障害者等の状況等から判断して、①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合である。上記事由に該当するか否か確認できない事例が見受けられたため、居宅介護等計画上に、2人介護が必要な理由を記載し、利用者の同意を得た上で、サービスを実施すること。

# 居宅介護等計画書（参考様式）

利用者名	生年月日	作成日	年月日	作成者	
様 H	S 年月日(歳)	住 所		連絡先	
		〒 —		TEL: ( )	FAX: ( )

本人(家族)の希望	

援助目標					

サービス内容	<input type="checkbox"/> 身体介護	時間	<input type="checkbox"/> 家事援助	時間	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	時間
	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	時間
	<input type="checkbox"/> 同行援護	時間	<input type="checkbox"/> 行動援護	時間		

## 【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
21:00								
22:00								
23:00								

【サービス内容】

サービス 1	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 2	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項	
種類				
	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 3	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項	
種類				
	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 4	援助項目	サービスの内容	留 意 事 項	
種類				
	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別

# 居宅介護等計画書（参考様式）

【記載例】

利用者名 B	生年月日 年 月 日	作成日 H00年00月00日	作成者 件	サービス提供責任者A
<p>●本人(家族)の希望 利用者本人・家族の希望、要望を反映すること</p> <p>●作成年月日・計画作成担当者 いつ、誰が作成したかを明確に</p>				

本人(家族)の希望	<p>*單身であるため、自分ができないところをサポートして欲しい *毎日入浴がしたい（平日はA施設で入浴、土日は自宅で清拭） *バランスの取れた食事が食べたい。 *過度の干渉はしないで欲しい。</p> <p>●援助目標 ヘルパーが「何のための派遣か」を意識できるよう</p>
-----------	---

援助目標	*自宅での生活を続けられるようにサポートする。
------	-------------------------

■身体介護 137.5時間		■家事援助 25.0時間	□重度訪問介護 時間
□通院介助(身体介護を伴う) 時間		□通院介助(身体介護を伴わない) 時間	□通院等乗降介助 時間
●サービス内容 契約支給時間を記入			
		●情報提供 利用状況・駅の情報など記入	

月	火	水	木	金	土	日	備考
	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	
身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	※平日はA施設で生活介護を利用（入浴有り） ※土日は自宅で入浴（清拭） ※買い物・調理は火・金・日にまとめて行い、その都度電子レンジで温める ※洗濯・掃除は日曜日にまとめて行う ※屋内外の移動は電動車イスにて自走可能 ※サービス提供者はヘルパー1・2級
生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	身体介護	家事援助

17:00							
18:00		家事援助			家事援助		
19:00	身体介護		身体介護	身体介護		身体介護	
20:00		身体介護			身体介護	身体介護	
21:00							
22:00							
23:00	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	

利用者確認印

A

●確認印  
利用者に計画書を説明後確認印をもらう

※次ページ

●援助項目の記載		●サービス内容 サービスの種類ごとに手順、提		●留意事項 サービス提供にあたり、提供方法で注意	
サービス種類	援助項目	サービスの内容		留意事項	
移乗	電動車イスの移乗			朝は手足の緊張が強いので転倒しないように注意する	
更衣の介助	部屋着と外出着の着替え				
身体整容	顔の清拭、ひげ剃り、歯磨き、整髪			ひげ剃りは電気シェーバー	
トイレ介助	トイレ移乗時に転倒しないようささえる				
食事介助	手の可動域が狭いため、摂食の介助を行う			軽度の嚥下障がいがあるので、食事の大きさとペースに注意する	
全身清拭	生活介護で入浴しない日に清拭を行う			浴室は狭いため全身清拭	
□身体介護		●計画書に記載されているサービスをチェック		介護福祉士（主担当：A）	
□通院介助(身体介護を伴う)	□通院介助(身体介護を伴わない)				
□通院等乗降介助	□行動援護	□同行援護			●主にサービス提供ヘルパーの資格等を

サービス種類	援助項目	サービスの内容	留意事項
1	買い物	Cスーパーで食材・日用品を購入	金銭の授受は毎回きちんと確認すること
2	調理	水曜日と日曜日にまとめて調理する	
3	洗濯	日曜日にまとめて洗濯する	乾燥機がないので天気が悪い時は近所のコインランドリーで洗濯
4	掃除	日曜日に掃除する	
5	□身体介護	■家事援助	介護福祉士
6	□通院介助(身体介護を伴う)	□通院介助(身体介護を伴わない)	
7	□通院等乗降介助	□行動援護	